平成２３年（フ）第１７５１６号
神奈川県相模原市中央区氷川町12―８―Ｂ201
債務者　田中　鷹徳
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　孝仁
4　破産債権の届出期間　平成24年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７０３号
東京都日野市三沢２丁目44―17東棟
債務者　田村　恵介
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田　正雄
4　破産債権の届出期間　平成24年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７０４号
東京都日野市三沢２丁目44―17東棟
債務者　田村　恵子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田　正雄
4　破産債権の届出期間　平成24年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７７８号
東京都北区滝野川６丁目３－４
債務者　井上　弘二
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　雄巳
4　破産債権の届出期間　平成24年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月13日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９２３号
東京都板橋区東坂下１丁目19―１―206
債務者　園田　広之
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田代啓史郎
4　破産債権の届出期間　平成24年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３３７号
横浜市旭区左近山448番地４　左近山団地８街区10棟204号
債務者　安部吉左エ門
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小木　正和
4　破産債権の届出期間　平成24年２月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月17日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７７１４号
神奈川県横浜市青葉区あかね台１丁目31―５あかね台ガーデンヒルズイースト５―202
債務者　次村　晃一
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣瀬　勝一
4　破産債権の届出期間　平成24年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７２９号
東京都小金井市貫井南町５丁目15―３
債務者　青木　達雄
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古原　暁
4　破産債権の届出期間　平成24年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９６０号
東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑1694―１―203
債務者　山中　敏行
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　修平
4　破産債権の届出期間　平成24年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月10日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９６１号
東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑1694―１―203
債務者　山中　綾子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　修平
4　破産債権の届出期間　平成24年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月10日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７１５号
東京都世田谷区三軒茶屋１丁目41―８―405
債務者　船橋　友樹
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒澤　計男
4　破産債権の届出期間　平成24年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１４２号
山口県山陽小野田市大字埴生733番地
債務者　尾田　和夫
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１０２８号
神戸市垂水区東舞子町18番56―103号
債務者　加藤　重光
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４４６号
神戸市北区小倉台１丁目４番地の14
債務者　松本千雅子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１４号
宮城県角田市坂津田字沖258番地１
債務者　加藤　晃
1　決定年月日時　平成24年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
仙台地方裁判所大河原支部